

静岡県告示第213号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月28日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|--|-----------|
| 三島富士線 | 沼津市井出字矢取691番の3地先から 沼津市平沼字荒須462番の3地先まで | 令和5年3月28日 |